

## 極東開発グループ人権方針

極東開発グループは、社会インフラを支える企業として、安全性や環境負荷、そして人権に配慮した製品・サービスを提供し、持続可能な社会の実現に貢献することを使命としています。事業活動を通じて社会課題の解決に取り組み、社会と共に成長するためには、人権の尊重が不可欠であり、すべての活動の基盤として位置づけています。

また、極東開発グループはすべてのステークホルダーの人権を尊重し、人権への影響を特定、予防および低減に努めるとともに、適切な是正措置を講じます。さらに、ダイバーシティ（多様性）、エクイティ（公平性）、インクルージョン（包摂）、ピロギング（帰属意識）の推進を通じて、安全で働きがいのある職場環境の実現を目指し、責任を果たしていきます。

### 1. 基本的な考え方

極東開発グループは、世界のすべての人々が享受すべき基本的人権を規定した「国際人権章典」および国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」「多国籍企業宣言」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」「国連グローバル・コンパクト 10 原則」、「OECD 多国籍企業行動指針」などの国際的な人権規範を支持し、これらに定められる手順に則り、人権を尊重し、人権課題に取り組んでいきます。

極東開発グループは、国際的に認められた人権を最大限に尊重するとともに、事業活動を行う国や地域の法規制を遵守します。万が一、当該国の法規制と国際的な人権規範が異なる場合は、より高い基準に従い、相反する場合には、国際的に認められた人権を尊重する方法を追求します。

### 2. 適用範囲

本方針は、極東開発グループのすべての役員および従業員（契約社員・派遣社員・パートタイマーを含む）に適用します。

また、極東開発グループの事業、製品、サービスに関わるすべての取引先・ビジネスパートナーに対しても、本方針の理解・支持を期待するとともに、人権尊重に向けた取り組みを促進していきます。

### 3. 人権の尊重

極東開発グループは、人種、肌の色、民族、国籍、社会的身分、門地、性別、年齢、障がいの有無、健康状態、宗教、思想、信条、政治的意見、性的指向・性自認、職種や雇用形態の違い等に基づくあらゆる差別を禁止し、ハラスメント行為を許容しません。また、人身取引を含むあらゆる形態の強制労働、児童労働、人権保護団体への非難・攻撃に決して加担せず、すべての人々の人権を尊重します。

極東開発グループは、法令で定められた最低賃金を上回る賃金の支払いを遵守し、適正な労働時間管理の遂行、安全で健康的な労働環境の提供に努めます。また、同一労働同一賃金の保障を含め、公平な待遇の実現に取り組みます。

さらに、結社の自由と団体交渉権を尊重し、労働組合の結成や団体交渉の申し入れに誠意を持って対応するとともに、報復行為を禁止します。

### 4. 人権デューデリジェンス

極東開発グループは、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実施することで、サプライチェーンを含む事業活動がステークホルダーの人権に及ぼす負の影響を特定し、その防止および軽減に取り組みます。

### 5. 是正および救済措置

極東開発グループは、自社の事業活動において人権への負の影響が生じた場合、またはその可能性がある場合には、適切な

手段を通じて是正および救済措置を講じます。また、サプライチェーンを含むバリューチェーン上で人権への負の影響が発生した場合、取引先や製品・サービスに直接関係する関係者に対して是正措置を講じるよう働きかけます。

## 6. 教育・研修

極東開発グループは、本方針がすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、役員および従業員に対して適切な教育・研修を継続的に実施します。

## 7. 対話・協議

極東開発グループは、人権尊重の取り組みを推進するにあたり、関連するステークホルダーとの継続的な対話と協議を誠実にを行い、ステークホルダーの意見や要望を適切に把握し、方針や取り組みに反映させることで、人権への負の影響を防止・軽減するよう努めます。

## 8. 情報開示

極東開発グループは、本方針を含む一連の人権に関する取り組みや、人権デューデリジェンスの結果、実際に顕在化した負の影響およびその是正措置の結果について、適時適切な情報開示を通じて透明性の確保と説明責任を果たし、ステークホルダーからの信頼を維持・向上させることを目指します。

2025年3月14日

極東開発工業株式会社

代表取締役社長 布原達也